

第一表 (令和七年分用)

納税地	6 0 6 - 0 8 3 7	個人番号 (マイナンバー)	生年月日	3 5 0 1 2 0 5
現在の住所又は居所事業所等	京都府京都市左京区下鴨夜光町 2 7 - 1 - 3 - B	フリガナ	ヒ ト ウ ク ニ ヒ テ	
令和 8 年 1 月 1 日の住所	同上	氏名	尾藤 国英	
職業	会社員	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
			尾藤 国英	本人
種類		特農の表示	整理番号	電話番号 自宅・勤務先・携帯 090-0000-0000

令和八年分から控用が廃止になり、必要に応じて、ご自身で控えの作成・保有をしていただくこととなります。

(単位は円)

収入金額等	事業	営業等	区分	ア	
	業	農 業	区分	イ	
	不動産	区分1	区分2	ウ	
	配 当			エ	
	給 与	区分		オ	6 6 4 8 3 0 0
	公的年金等			カ	
	雑 業 務	区分		キ	
	その他	区分		ク	3 0 0 0 0 0
	総合譲渡	短期		ケ	
	一 時	長期		コ	
所得金額等	事業	営業等	①		
	業	農 業	②		
	不動産		③		
	利 子		④		
	配 当		⑤		
	給 与	区分	⑥		4 8 8 3 4 7 0
	公的年金等		⑦		
	業 務		⑧		
	そ の 他		⑨		1 1 0 4 0 0
	⑦から⑨までの計		⑩		1 1 0 4 0 0
所得から差し引かれる金額	総合譲渡・一時		⑪		
	合 計		⑫		4 9 9 3 8 7 0
	社会保険料控除		⑬		1 0 1 8 1 6 5
	小規模企業共済等掛金控除		⑭		
	生命保険料控除		⑮		6 7 1 2 5
	地震保険料控除		⑯		
	寡婦、ひとり親控除	区分	⑰～⑱		0 0 0 0
	勤労学生、障害者控除		⑲～⑳		0 0 0 0
	配偶者(特別)控除	区分1	区分2	㉑～㉒	0 0 0 0
	扶養控除	区分		㉓	0 0 0 0
その他	特定親族控除	区分	人数	㉔	0 0 0 0
	基礎控除			㉕	6 3 0 0 0 0
	⑬から㉕までの計		㉖		1 7 1 5 2 9 0
	雑損控除		㉗		
	医療費控除	区分		㉘	
	寄附金控除			㉙	2 8 0 0 0
	合 計		計	㉚	1 7 4 3 2 9 0
	(㉖+㉗+㉘+㉙)				

税 金 の 計 算	課税される所得金額 (㉑-㉓)又は第三表 上の㉑に対する税額 又は第三表の㉔	㉑	3 2 5 0 0 0 0
	配 当 控 除	㉒	2 2 7 5 0 0
		㉓	
		㉔	
	(特定増改築等) 住宅借入金 等特別控除	㉕	0 0
	政党等寄附金等特別控除	㉖～㉗	0 0
	住宅耐震改修 特別控除等	㉘～㉙	
	差引所得税額 (㉚-㉛-㉜-㉝-㉞-㉟)	㉚	2 2 7 5 0 0
	災害減免額	㉛	
	再差引所得税額(基準所得税額) (㉜-㉝)	㉜	2 2 7 5 0 0
そ の 他	復興特別所得税額 (㉜×2.1%)	㉝	4 7 7 7
	所得税及び復興特別所得税の額 (㉜+㉝)	㉞	2 3 2 2 7 7
	外国税額控除等	㉟～㊱	
	源泉徴収税額	㊱	2 8 0 0 6 0
	申告納税額 (㉞-㊱-㊲-㊳-㊴)	㊱	- 4 7 7 8 3
	予定納税額 (第1期分・第2期分)	㊲	
	第3期分の 税 額	㊳	0 0
	納める税金 (㊱-㊳)	㊴	4 7 7 8 3
	修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)	㊵	
	第3期分の税額の増加額	㊶	0 0
延 納 の 出	公的年金等以外の 合計所得金額	㊶	4 9 9 3 8 7 0
	配偶者の合計所得金額	㊷	
	専従者給与(控除)額の合計額	㊸	
	青色申告特別控除額	㊹	
	雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	㊺	6 1 2 6 0
	未納付の源泉徴収税額	㊻	
	本年分で差し引く繰越損失額	㊼	
	平均課税対象金額	㊽	
	変動・臨時所得金額	㊾	
	申告期限までに納付する金額	㊿	0 0
受 取 金 の 所	延 納 届 出 額	㊿	0 0 0
	京都馬	銀行・組合 金庫・農協・漁協	左京
	郵便局	預金 種類	普通 当座 納税準備 貯蓄
	場 名 等	口座番号	
	記号番号		0 0 0 0 0 0 0
	公金受取口座登録の同意		公金受取口座の利用
	整 理 欄	区分 異動 名簿	1 4

45・46・50・52又は53の記入をお忘れなく。

納 管	
事 業	
住 民	
資 産	
総 合	
分 離	
検 算	
通 信 日 付 印	
年 月 日	
一 連 番 号	

令和 0 7 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

添付書類台紙

現在の住所又は事業所等	京都府京都市左京区下鴨夜光町 27-1-3-B	フリガナ 氏名	ビトウ クニヒデ 尾藤 国英
-------------	----------------------------	------------	-------------------

①

のりしろ

本人確認書類（写）

※ 申告書を提出する際には、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「Ⅰ 番号確認書類」の写しと「Ⅱ 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

Ⅰ 番号確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》 ・通知カード （現在の氏名・住所等が記載されている場合に 限ります。） ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 （マイナンバーの記載があるものに限ります。） などのうちいずれか1つ



Ⅱ 身元確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを 確認できる書類の写し》 ・運転免許証 ・公的医療保険の資格確認書 （保険者番号及び被保険者等記号・番号部分をマスキング（塗りつぶし）してください。） ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうちいずれか1つ

○ 申告に当たっては、上記及び社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除関係書類（該当するものに限ります。）などを、この台紙のにりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください。

○ 上記以外の書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。

e-Tax で送信すれば 書類の添付 が 不要※ になります！

※一部の書類を除きます。

令和 0 7 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書

○令和八年分から控用は廃止されます。

住所 京都府京都市左京区下鴨夜光町 27-1-3-B
フリ氏 ビトウ クニヒデ 尾藤 国英

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	源泉徴収税額
給与		尾藤武英税理士事務所 京都市左京区下鴨夜光町27-1-3-B	円 6,648,300	円 218,800
雑	利益の分配	有限会社シルク・ホースクラブ 東京都港区赤坂八丁目5番34号 TODAビルディング青山	円 300,000	円 61,260
(49) 源泉徴収税額の合計額			円	円 280,060

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

所得の種類	収 入 金 額	必要経費等	差 引 金 額
	円	円	円

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
(13)(14) 源泉徴収票のと 社会保険料控除	円 1,018,165	円
(15) 新 生 命 保 険 料	円 45,000	円 0
旧 生 命 保 険 料		
新 個 人 年 金 保 険 料	円 63,500	円 0
旧 個 人 年 金 保 険 料		
介護医療保険料		
(16) 地 震 保 険 料	円	円
旧長期損害保険料		

本人に関する事項 (17~20)
☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 年調以外かつ専修学校等
☐ 離婚 ☐ 未 帰 還

○ 雑損控除に関する事項 (27)

損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損害を受けた資産の種類など
損害金額	円	円
保険金などで補填される金額	円	円
差引損失額のうち災害関連支出の金額	円	円

○ 寄附金控除に関する事項 (29)

寄附先の名称等 上島町 愛媛県越智郡上島町下町210
寄附金 円 30,000
特例適用 条文等

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~24、35、40)

氏 名	個 人 番 号	続 柄	生 年 月 日	障 害 者	国外居住	特 親	住 宅	住 民 税	その他
尾藤 匠		配偶者	明・大 昭・平 . .						
尾藤 勉		子	明・大 昭・令 24 . 6 . 7					(15)	
		子	明・大 昭・令 25 . 6 . 5					(16)	
			明・大 昭・平・令 . .						
			明・大 昭・平・令 . .						

○ 事業専従者に関する事項 (59)

事業専従者の氏名	個 人 番 号	続 柄	生 年 月 日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
			明・大 昭・平 . .		
			明・大 昭・平 . .		

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
					○	30,000			
退職所得のある配偶者・親族の氏名	個 人 番 号	続 柄	生 年 月 日	退職所得を除く所得金額	障 害 者	その他	寡婦・ひとり親		
			明・大 昭・平 . .						
事業税	非課税所得など	番号	所得金額	損益通算の特例適用前の不動産所得	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日		
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額			事業用資産の譲渡損失など		他都道府県の事務所等			
上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所	氏 名	住 所	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏 名	給 与	一連番号			

補完 申告区分 申告年 申告月 申告日 所得種類 申告期限 管理 区分
特例適用条文 法 案 の の 項 号 年 月 日

税理士署名・電話番号

税理士 30歳 33歳以上の2

第二表 (令和七年分用) ○第二表は、第一表と一緒に提出してください。○国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

令和07年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

住所

京都府京都市左京区下鴨夜光町27-1-3-B

氏名

尾藤 国英

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
給与		尾藤 国英 税理士事務所 京都市左京区下鴨夜光町27-1-3-B	6,648,300	218,800
雑	利益の分配	有限会社シルク・ホースクラブ 東京都港区赤坂八丁目5番34号 TODAビルディング青山	300,000	61,260
④⑨ 源泉徴収税額の合計額				280,060

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (⑪)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額

配偶者や親族に関する事項 (⑳～㉔、㉟、㊿)

氏 名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日	障害者	国外居住	特親	住宅	住民税	その他
尾藤 匠	※ 控えに個人番号の記載は必要ありません	子	24.6.7	障 特障	国外 年調	特親	特個	同一 別居	
尾藤 勉	※ 控えに個人番号の記載は必要ありません	子	25.6.5	障 特障	年調	特親	特個	別居	
				障 特障	年調	特親	16	別居	
				障 特障	年調	特親	16	別居	

事業専従者に関する事項 (㉟)

事業専従者の氏名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額

住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の 少額配当等	非居住者の 特例	配当割額 控除額	株式等譲渡 所得割額控除額	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
退職所得のある配偶者・親族の氏名	個 人 番 号			続 柄	生 年 月 日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他	寡婦・ひとり親
							障 特障	調整	寡婦 ひとり親
事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の 不動産所得	円	前年中の 開(廃)業	開始・廃止	月日
	不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など		他都道府県の事務所等		
上記の配偶者・親族・事業専従者の うち別居の者の氏名・住所		氏名	住所	国外	所得税で控除対象配偶者 などとした専従者	氏名	給与	円	

税理士署名・電話番号

税理士法曹登録証
10条 13条の2

第二表 この用紙は控用です。なお、令和八年分から控用は廃止されます。必要に応じて、ご自身で控えの作成・保有をしていただくことになります。

提出書類等のご案内（この紙は提出不要です）

補完記入	文字数制限で入力できなかった項目や、正しく印字されていない項目は手書きで記入してください。
------	---

添付書類の 提出準備	以下の添付書類を準備してください。
	☐ 寄附した団体等から交付を受けた寄附金の受領証等

確定申告書の 提出	提出書類	印刷した提出用の申告書等や上記添付書類
	提出先	住所地の所轄の税務署（右下に表示されている税務署）
	受付期間	令和8年2月16日(月)から3月16日(月) ただし、還付申告書は令和8年1月から提出可能です。 ※郵便又は信書便で送付する方は、通信日付印が令和8年3月16日(月) 以前になるように送付してください。
	提出方法	以下のいずれかの方法で提出してください。 ・郵便又は信書便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函
	令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。 申告書等を書面で提出（送付）する場合は、提出用のみを提出（送付）してくだ さい。 ※必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。 申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法については、国税庁ホームページをご覧ください。	



提出先（郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。）

6 0 6 - 8 5 5 5

京都市左京区
聖護院円頓美町18

左京税務署 行

還付金の振込について
還付金の振込先口座は、申告された方の本人名義に限ります（店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合などは振込みできない場合があります。）。
なお、一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の金融機関にご確認ください。